

## 第4回意見交換会

平成28年1月14日（19：00～20：30）

### 1. 意見交換会開始

それでは、意見交換会の進行は、障害者支援課長の坂下が勤めさせていただきます。

これまで皆様方にご検討いただきてきました手話言語条例及び障害者コミュニケーション支援条項を含む障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例素案につきましては、現在市民の皆様からご意見を頂戴するためパブリックコメントを実施しております。

これまで3回に渡って皆様方のご意見を頂戴してきましたが、条例の形もほぼ固まってまいりまして、今回が意見交換会の最後となります。まだ、細部の語句等の審査が市役所内で済んでいませんので、変更はありますが、骨格部分は本日皆様方にお示ししています素案の内容となります。

本日は、両条例の素案について説明し、皆様方のご意見を伺いたいと思います。

### 2. 手話言語条例素案の説明

まず、手話言語条例素案の素案ですが、前回の条例試案からの変更内容の主な内容は、手話によるコミュニケーション支援について、その内容がもう一つの条例と重複していますので整理したことです。

他の自治体の手話言語条例は、他の障害に対するコミュニケーション支援の条例を同時に制定していませんので、手話によるコミュニケーション支援の内容を含んでいます。

しかしながら、本市では両方の条例を同時に制定しますので、同じような内容の条例に思われるため、手話言語条例は、「手話は言語である」ことの認識とその意義の普及を図ることを目的とした条例であるに特化したものとするための整理を行いました。

以上を踏まえて、手話言語条例素案について説明します。

まず第1条の目的、第2条の基本理念で、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及、手話が使われやすい環境整備にかかる市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにすることを条例の目的とし、その基本理念を定めています。

次に第3条で市の責務として、手話に関する施策を推進していくことを定めます。

第4条では、市民及び事業者の役割を定めています。市民の立場については、試案では市民の責務としていましたが、皆様方からのご指摘を受け、市の施策に協力する努力義務として規定しています。

第5条では、第3条の市の責務としての施策の推進方針を定めること、方針を定めるに当たっては、ろう者、手話通訳者を始めとした関係者の意見を聴いて策定することとしています。

### 3. 障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例素案の説明

次に障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例素案ですが、

前回の意見交換会で、障害のある人のコミュニケーション支援条例を障害者差別解消に係る条例案と合わせて制定することといたしました。

その理由としましては、障害のある人のコミュニケーションを支援することは、障害者差別解消法に規定された障害に係る社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮として重要なものであり、一体的な条例として制定したほうがその目的が明確になると考えられるためです。

また、前回ご指摘を受けた市民の責務及び事業者にかかる規定については、市民及び事業者の役割として規定しています。

それでは、素案の内容について説明します。

第1条の条例の目的は、障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい社会の実現に寄与することです。

第2条の用語の定義では、第1項の障害の定義、第2項から第3項にかけての障害者差別解消推進に係る用語の定義、そして前回のコミュニケーション支援の内容を第4項、第5項として規定しています。

第3条の基本理念は、第1項から第4項までは障害者差別解消法にかかる内容規定で、第5項から第6項で障害のある人のコミュニケーションを支援するに際しての基本姿勢、障害別の配慮の必要性を規定しています。

第4条の市の責務では、第2項に障害のある人のコミュニケーションを支援するための施策についての規定をおいています。

第5条では、市民及び事業者の役割に関する規定を置いています。

第6条から第11条は、障害を理由とする差別の解消を後押しするために必要な措置を規定しています。

第6条は、差別事案の相談に係る規定をおき、第7条に差別事案の解消の推進を後押しするための助言又はあつせんを市に申し立てることができることを規定しています。

そして、第8条は、申し立てに対する市の調査、第9条は、調査に基づく市の助言又はあつせんに関する規定を置き、それを担保するための勧告・公表・意見聴取の規定を第10条、第11条、第12条に置いています。

最後の規定は、和歌山市障害者差別解消支援地域協議会の規定を第13条に置いています。

障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法で地方自治体に設置することができるものとされていますが、この協議会では、障害を理由とする差別の解消の推進に係る事項について調査審議することに加え、本市では、差別事案に対して助言又はあつせんする場合の意見の諮問を行うことを考えています。そして、障害のある人のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況についての検討も行うこととしたいと考えています。

以上、各条例案素案の概要について説明しました。

なお、両条例の素案で、前回の試案では「財政上の措置に関する努力義務」を規定していましたが、本市の他の例規に規定がなく、他の条例とのバランス上、今回の条例でも規定を置かないこととなりましたので、ご理解いただきたいと思います。

### 3. 条例に係る施策の説明

次に条例に基づく施策の検討結果について説明いたします。

これらの施策は、予算措置を伴うものであるため、現状では障害者支援課段階の検討案としてご理解いただきたいと思えます。

まず、共通の施策ですが、職員や市民に対する啓発のための研修会を実施したいと思えます。内容としては、職員向けには、新規採用職員の研修、所属長対象の研修、市民向けの出前講座の実施、学校の児童生徒に対する教育パワーアップ講座への取り組みを行いたいと考えています。この研修会の講師としては障害のある当事者の方も講師として入っていただければと考えています。

また、研修会の開催と合わせて啓発用のパンフレットを作成したいと考えています。

さらに、会議としては条例に関する施策の推進状況に係る意見交換会を行います。

次に障害ごとの施策ですが、

まず、視覚障害に対して、現在、市で点訳、音訳のそれぞれのボランティア講座を実施していますが、それらを障害者総合支援法に基づく、奉仕員養成研修として実施したいと思えます。

また、市が発出する文書の点字化を推進するために、職員を点訳奉仕員養成研修に派遣し、職員の中で点訳者の養成もはかかっていきたいと思えます。

さらに、障害者支援課で配布している福祉のしおりの音声化や、ホームページの音声読み上げも検討していきたいと思えます。

また、同行援護事業が安心して利用してもらえるような方法の検討を行い、現在、視覚障害者のみ世帯に限定されている地デジラジオの給付対象の拡大を図っていきたいと思えます。

次に、聴覚障害に対しましては、手話言語条例にかかる職員・市民対象の研修会を開催するとともに現在の手話ボランティア講座を手話奉仕員養成研修として実施してきたいと思えます。

また、現在の和歌山県と共同開催している手話通訳者養成研修事業、要約筆記者養成研修事業を継続実施し、また、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を充実を検討してきたいと思えます。

そして、日常生活用具として屋内信号装置の給付対象者の拡大を図ってきたいと思えます。

次に、盲ろうに対する施策は、現在の通訳者・介助員の養成研修の拡充や派遣事業の継続実施を行ってきたいと思えます。

次に、肢体不自由者に対しては、携帯用会話補助装置等のコミュニケーションを支援する機器等の普及を図ってきたいと思えます。

次に、知的障害・発達障害に対して、コミュニケーションボード等の作成を考えています。

次に、精神障害に対しては、啓発用のパンフレットの作成、市民講座の開催等により啓発活動を強化してきたいと思えます。

以上、条例にかかる施策の説明を行いました。それぞれの施策を推進するにあたっては、

それぞれの障害の課題を適切にとらえたものとするのが何より重要なことと考えていますので、皆様方のご意見をよろしくお願いします。

櫻井：平成28年度に実施を予定している事業一覧の、聴覚障害（6）屋内信号装置の給付について、市町村によって給付条件が異なる。和歌山市では、世帯構成で見られ、夫婦のどちらかが健聴者であれば認められないという相談をうけたことがある。世帯の構成ではなく、聴覚障害者本人の状況を見て判断していただきたい。妻が健聴者であっても常に一緒にいるわけではない。災害時等は特に1人であれば危険である。障害者の自立を妨げないよう、障害者本人を見て給付を認めていただきたい。屋内信号装置は高価であり、壊れやすいため、市で給付していただくことが必要です。

坂下：日常生活用具に関して、視覚障害者の方の地デジラジオもそうだが、聴覚障害者の方の屋内信号装置についても、防災上の観点からかく拡充が必要であると考え、家族の中で健常者がいたとしても、視聴覚に障害がある方が1人になることは日常生活の中であり得るという観点で、来年度予算要求している。

岩橋：前回までの案から、大変洗練され、素晴らしい内容になっていると思います。2つの条例が同時に施行されるのは日本初かと思います。

平成28年度の実施事業の中で、お願いしたいことがあります。

市民対象の研修会について、啓発は大変大事なことだが、障害者の方が働いたり、関わったりすることが多い和歌山の企業（NTTや郵便局等）に対して、市から啓発をしていただきたい。また、知的障害者に関して特にお願いしたいのは、警察に対する啓発です。

また、精神障害者の啓発パンフレットを作成されるということだが、知的障害者のパンフレットも企画していただきたい。コミュニケーションボードも有効だが、やはり相手の方が知的障害について理解してくれることが重要だと思います。

最後に質問ですが、手話言語条例が制定されると、手話通訳さんの数がかかなり必要になると思います。市の手話通訳について、どのような計画をお持ちか。また視覚障害者への点字文書の作成もより必要になってくるが、点字翻訳機を買ってあちこちの課に配る等、具体的な対策があるのか教えていただきたい。

坂下：関係機関への啓発については、地域協議会の中に警察等の関係機関の方も入っていただいて、啓発をすすめていきたい。事業者については、各所管の大臣が基本方針を作り、それに基づいて指導するという事になっているが、市の方でもアプローチを考えていきたい。

次に、手話通訳や点字の推進について、自治体については合理的配慮にもとづき提供する義務となっている。手話通訳については、従来のボランティア講座という市民講座的なものではなく、法に基づいた手話奉仕員養成研修を実施し、取り組んでいきたい。また、点字化については、現在市役所の中には、障害者支援課に点字プリンターを1台保有している。まずはこれを庁内で共同利用できる形のシステムを構築し、使い方、点訳の仕方を指導しながらやっていきたい。

中村：パソコン要約筆記について、お話をさせていただきたい。資料をお配りします。実施を検討している事業の中で、要約筆記者派遣事業の拡充とある。拡充となると、要約筆記者の派遣回数が増えると考えていいと思う。和歌山市から我々のパソコン要約筆記 Friends9 という団体に派遣の依頼が来て、要約筆記者を派遣しています。そのサークルの会員が県下で 40 人、その内実働しているのが半分、スキルの面からいくとさらにその半分の 10 人で、お配りした資料の件数を回していることになる。1 件につき要約筆記者が 4 人程度派遣される。それが 1 日に 2 件ある日もある。

一方で、市から依頼され、10 年ほど要約筆記者養成研修事業を実施してきているが、研修を修了してもその後残って活躍される方はほんの数名で、それ以上に辞める人数の方が多いので、実質は減ってきている。合理的配慮をしていくにあたって、拡充というのは簡単だが、費用や人材が必要ということを認識していただくとともに、人材の減少に対する解決策を、予算を増やすだけではなく、一緒に考えていただきたい。

坂下：人材の育成は大変大事なことだと思います。拡充というのは、基本は予算を増やして障害のある方の要請に応えていくことだが、それを担う方の育成も大事だと思っているので、今後も意思疎通支援を担う団体との話し合いを継続的に行い、課題を一緒に解決していきたい。

宮本：視覚障害者に対する事業について、視覚障害者は見え方によって点字、拡大文字など使う文字が異なる。以前も申したが、弱視者に対する表示文字の推進・見やすい文字の啓発は、この中に特記するものではなく、合理的配慮の中で実施するものとお考えか。例えば、文書の文字であれば、日常生活用具で給付していただいている拡大読書器等で読むことができるが、外で色んな所の文字を見る時には、目の高さや文字の大きさ、コントラストを配慮していただきたい。このことについて、28 年度の実施事業の中に取り入れていただけないかと思う。

坂下：条例の中にも障害毎の支援のあり方、視覚障害者については見え方の違いに配慮と書かせていただいているが、具体的なものについてはパンフレットの中に盛り込んでいきたい。また、市役所内では、職員対応要領の中で具体的な弱視者に対する拡大文字やコントラスト等について指導できるものを作していきたい。また、市のホームページでも、音声読み上げ以外にも、文字の拡大や色の変更ができるようにしていく。

畠中：当初、手話言語条例とコミュニケーション条例だったが、今回障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例ということで、包括的なものとなっている。今までは車椅子用トイレや点字ブロックを設置したりといったハードウェア的な福祉が多かったが、これからはソフトウェア的な福祉ということで検討いただいているが、もう少し他の障害者のことも入れて、より包括的なものにしていただけたらと思う。各障害に対する施策のところは、コミュニケーション条例の条文が残っているが、後半の方は全ての障害者に対する条文となっている。ここにもう少し足したら、全ての障害者に対する、障害者差別解消法に向けての「共に暮らしやすい和歌山市条例になるのではないかと思う。

坂下：意思疎通の支援については、第 3 条第 6 項にそれぞれ書いているが、私どもとしては

この中でそれぞれの障害をお持ちの方に対する支援を盛り込ませていただいているつもりです。この条例自体が障害者差別解消法をふまえて作っているので、細かいところまで盛り込むのは難しいが、先ほど説明させていただいた職員対応要領等の中で具体的に規定していこうと考えている。

畠中：よければ、これはこれとして、将来的に考えていただけたらと思います。

坂下：協議・検討させていただきたいと思います。

三反田：3点の質問と1点お願いがあります。

まず、第2条第3項の中に、「合理的な配慮」という文言があるが、一般市民の方が見ると分かりにくいので、「合理的配慮」についても定義づけをされてはどうか。

次に第9条で、地域協議会が初発となり、この定義付けが第13条となるが、先に定義付けが来るほうが分かりやすいのではないかと。

関連して、地域協議会について、第13条に「会長」と書かれているが、設置方針のところに「委員長」と出てくるがこれは「会長」と同じなのか。

同時に、盲・ろう・特別支援学校全て県立になっており、県下に1400名を超える生徒がおり、和歌山市がその半数以上を占めるのだが、地域協議会の教育の関係機関からは1名となっている。我々は和歌山市教育委員会に意見を伝えて、代弁をしてもらうということでもいいのかなと考えます。

最後に、岩橋さんもおっしゃいましたが、知的障害者・発達障害者に対する事業として、コミュニケーションボードやパンフレットの作成もしていただきたいが、情報を視覚化することで子どもたちが理解することもあるので、それも推進していただきたい。

坂下：合理的配慮の定義については、法制担当と協議してまいりたい。

「会長」と「委員長」については、同じと考えているが、整理できておらず、申し訳ありません。

地域協議会については、直接支援学校とは書いていないが、行政機関の中で、支援学校の先生方にも入っていただきたいと考えている。

知的・発達障害者への支援について、関係団体の意見を伺いながら、よりよいものにしていきたい。

瀬戸：国の方では「盲ろう者」という障害区分がない中で、和歌山市から盲ろう者向け通訳・介助員要請研修や派遣事業の委託をいただいて、盲ろう者の支援を行っている。

視覚と聴覚の複数の障害を持つ盲ろう者は、視覚障害者用の日常生活用具と、聴覚障害者用の日常生活用具の中から、自分に合うものを選んで使っている。視覚障害者が利用する点字器について、盲ろう者は点字器1台ではコミュニケーションがとれない。現在はパソコンで全国の盲ろう者とメールのやりとり等を行っており、点字ディスプレイを使っている。点字ディスプレイはかなり高額ですが、これを購入したいと思っても、3年前に小さな点字プリンターを給付してもらっている場合、自費で購入するしかない。そういったことについて、もう少し考えていただきたいと思う。

また、防災に関する日常生活用具についても、パトライトも見えず、振動するものも

自分の腕にしなければならない、使いづらい。これも、国に「盲ろう」という区分が無いから仕方ないことなのかもしれないが、和歌山市で、もう少し盲ろう者の声を聞いて、盲ろう者が使いやすいものを作っていただきたい。

盲ろう者向け通訳・介助員の要請事業・派遣事業について、平成25年までは県が行っていましたが、平成26年からは和歌山市の盲ろう者に対しては和歌山市が行うようになり、ここ1年、派遣事業や養成研修を行ってきましたが、やはり一つの県で2つの養成研修を行うのはかなり難しい面があります。和歌山県の場合は県の中央の田辺市で行っていますが、今までは和歌山市で行っており、和歌山市で毎年15名~20名ほど受講され、その中から通訳・介助者として登録し、活動していただいていた。和歌山市が26年度から始まり、1年目は和歌山県が養成した通訳・介助者に、和歌山市の盲ろう者への通訳・介助を行ってもらっていた。この中で、盲ろう者の通訳・介助を受ける回数も増え、和歌山市に通訳・介助者の派遣事業を委託していただいたことはすごく喜んでいますが、通訳・介助者のレベルがかなりまちまちになってきている。これは、県で一括でやっていた時と違い、和歌山市で行うと、和歌山市の人が参加しやすいということで、レベルがあまりにも違いすぎて、会議等が成り立たなくなってきた。特に通訳・介助者の養成事業のところは、和歌山県ともう一度話し合っていて、友の会も入れていただいて、養成研修会をできるようにしていただきたい。

今、国の方では養成研修会は84時間となっているが、和歌山市では42時間しかできていない。また、手話や手書き文字、音声通訳、パソコン通訳が必要となってきたが、盲ろう者には、通常のパソコン通訳ではなく、特別のパソコン通訳者が必要だが、今の和歌山市からいただいている養成研修費ではとても足りない状況です。ここで言うべきことではないのかもしれないが、いただいている養成研修費は、手話通訳者の謝金で終わってしまいます。足りない分は友の会が補填するという状況ですので、やはり県ともう一度話し合っていていただきたい。

坂下：盲ろう者友の会さんとは事前にヒアリングもさせていただきましたが、盲ろう者は人それぞれでコミュニケーションの仕方が違い、色々な課題については十分理解しているので、友の会さんや県とも引き続き協議を行っていきたい。

平岡：個人的な感想として、手話言語条例に関して、2、3回目から大きく変わっている。これが最終形とのことだが、第1条と第2条第1項が大きく変わったのはなぜか。

また、漢字の「聾<sup>ろう</sup>」というのは久々に見た。和歌山ろう学校はひらがなになっていますが、漢字、しかもふりがなを打つような字を入れるのはなぜか。

また、文章的に私が一番ひっかかるのが、2行目の「聾<sup>ろう</sup>者と聾<sup>ろう</sup>者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。」とあるが、聾<sup>ろう</sup>以外の人たちは皆問題なく地域で生活しているのか？ということ进行を思う。

また、第2条第1項については、「育んできたということを理解されなければならな

い」という文章は条例にはそぐわない気がする。

次に、和歌山市づくり条例に関しては、前回色々意見が出て、変えていただいているかと思うが、第3条第4項で「性別」「年齢」というのはわざわざ必要なのかと思う。第3条第5項に関して、第2条第4項の繰り返しのように思えるが、わざわざ繰り返す必要があるのかと思う。

第3条第6項の第1号から第6号まで全て、例えば「視覚障害者のコミュニケーションに対する支援」と入れてあるが、「視覚障害者への支援」という項目では条例的には問題があるのか？

先ほどの手話言語条例では「聾<sup>ろう</sup>」となっていたが、この条例の第6項の第2号にはひらがなの「ろう」となっているが、私とすればひらがなの方が馴染みがあります。また、前回指摘してまだ直っていないのですが、第2号で「中途失調」となっているが、これは「中途失聴」の間違いかと思えます。

坂下：手話言語条例の「聾<sup>ろう</sup>者」という表現ですが、庁内の法規担当と検討しまして、障害者権利条約では漢字ルビ打ちの表記となっており、それに合わせる形にしている。また、手話言語条例の変更点については、手話言語条例の目的をはっきりさせたいという意味で、第2条第1項で「手話は言語である」とはっきりとアピールできるような表現に変えている。和歌山市づくり条例については、まだ審査が進んでおらず、乱れがあって申し訳ないと思います。この条例は基本的には差別解消法にのっとった条例であり、その中でいかにコミュニケーション支援を目的としていくかをはっきりさせたいという意味でこういう案で作っていますのでご理解いただきたい。条例を作るにあたっては、市民の方が、どういう目的で作ったのかが分かりやすいということが大事だと考えており、法規担当とも協議している。先生のご意見も参考にさせていただきたいので、ご理解いただきたい。

櫻井：先ほどの続きで、確認したいが、手話言語条例で「聾<sup>ろう</sup>」と漢字表記になっている。和歌

山県立ろう学校もひらがなのので、ひらがなの方が親しみやすい。国では「聾<sup>ろう</sup>」という漢字を使っていて、それに合わせたということだが、和歌山市づくり条例の方が「ろう」とひらがな表記となっているが、これも漢字に変更されるのか。

坂下：法規担当部署では、今の国の法令に則した形で決めて行くという方針だが、やはりひらがなが良い、分かりやすいということであれば、協議させていただきたい。

南方：この意見交換会を重ねるにつれ、条例が少しずつ進歩しているように感じる。

市の職員、新採職員向けの研修を行うとのことだが、これは手話・聾<sup>ろう</sup>についてだけの研修ではなく、全ての障害についての研修ということによろしいですね？

坂下：はい。

南方：要約筆記者養成事業について、和歌山県が和歌山市において実施しているとのことだが、他府県では、県と市町村の両方が実施しているところもあるので、和歌山市でも、受けてみたいという人が受けやすいような環境にしていっていただきたい。

また、要約筆記者派遣事業について、講習会や講演会等には要約筆記を付けてくれるようになってきたが、個人としての派遣依頼は、プライバシーのこともあるのでなかなか依頼しづらいことがあるので、市独自に、要約筆記者を養成して派遣していただきたい。

また、機器の充実について、例えば、障害者支援課に、筆記だけでなく、機器を設置していただきたい。予算がともなうとは思いますが、私たち障害者に配慮いただいて、充実を図っていただきたい。

和歌山市づくり条例の第2条第2項に「社会的障壁」のことが書かれているが、これが実現できるようにしていただきたい。

坂下：要約筆記従事者の課題については十分認識しております。養成研修は現在和歌山県と和歌山市が共同開催という形ですが、県とは別で実施できないかということも検討課題と考えていますので、またご意見をいただきたい。

各窓口での対応については、職員研修の中で、要約筆記についても盛り込み、工夫していきたい。

この施策の中には書いていないが、中途失聴の方に対しては、磁器ループ1台の貸し出しを行っており、この充実を図っていきたい。また、窓口への磁器ループの設置も考えていきたい。

また、条例ができてからも、実際の中身について、来年度以降もこのような意見交換会という形で皆様の声をうかがう機会を設けていきたい。

楠本：パンフレットの利用について、パンフレットが出来てからどのように啓発に利用されていくのかということが見えてこない。

私個人として、知的・精神障害の方のケアにあたることも多々あるが、警察関係への啓発・研修をきちんとしていただきたい。警察では障害者に対して非常に無理解な対応をされることが多い。知的でも精神でも、若い方、高齢の方たくさんいらっしゃるが、あまりに幼稚的な対応が多い。啓発パンフレットを作られるのであれば、十分にご活用いただきたい。

コミュニケーションボードについて、聴覚障害者向けにも作った方がいいのではないかと中途失聴・難聴者協会の方たちとも協議を重ねたが、店でそれらを使って、店の人がそれを快く受け入れてくれるだろうか、うるさがられるのではないかとという当事者の不安があるので、何らかの形で企業や市民への啓発の支援をお願いしたい。

今後、情報保障の現場が増えていくかと思うが、Friends9の会長から、パソコン要約についての説明があったが、手書き要約についても、実働者数が大変不足している。現場でのスキルの問題が第1に挙げられる。養成講座を県と市で実施していただきたいが、修了後登録して下さった現任の方への研修が非常に大事。育てていくのは私達講師陣の責務と考えるが、研修に対する支援も何らかの形でお考えいただきたい。

この研修に関して、準備や資料作成など、講師陣の負担となっている。盲ろう者の方のお話でもあったが、結局はこちらの持ち出しになってしまう。

事業計画の中で、職員を点訳奉仕員養成研修に派遣とあるが、聴覚障害その他の養成研修には職員の方の派遣はいただけないということか。

南方会長からもお話があったが、要約筆記者の不足の現状をふまえ、例えば、行政の方で、最近よく話題になっているが、音声認識のツールを使って、要約筆記と使い分けていってもいいのではないかと考える。多人数の集会や講演会では、聴覚障害者でありながら団体に所属していない方もたくさんおり、そういった方に、要約筆記者や手話通訳者の派遣制度があるということは浸透しておらず、おそらくご存知でない方がたくさんいらっしゃる。そういう時に、文字情報としての音声認識をご利用いただければと思う。もちろん予算的な問題はあると思うが。

先ほど、磁器ループの貸し出しについての話が出たが、これは無料か？また事前申込の形か？

坂下：はい。

楠本：もう一つ、この意見交換会が終わったあと、地域協議会の案があり、構成機関が入っているが、ここには我々のような意思疎通支援団体は含まれないのか。

更に、意思疎通支援団体との意見交換会について、詳しくお話しいただきたい。

坂下：パンフレットについては、作成・配布で終わりとは考えていない。その後の研修でも活用していきたい。

警察関係への啓発について、協議会のメンバーに入ってもらう。

その他の事業者・企業については、差別解消法において、所管の大臣が基本指針を作成し、それに基づいて指導していくということになっているが、この機会に、市として様々な場面で積極的なアプローチをしていき、効果的に啓発していきたい。

点訳奉仕員養成講座への派遣について、事業一覧に書いているように、点字化の推進に取り組む上で重要と考え、特記したが、他の養成講座へ派遣しないということではない。

また、従事者の養成について、非常に重要な課題と認識しているので、今後相談させていただきたい。

今後の当事者や支援団体の方と話す機会について、地域協議会については案であり、検討している段階だが、それとは別にこういった意見交換会という形で皆さんと色々な話をするということも大事と考えており、継続的に開催していきたい。

島田：「聾」という漢字について、ろう学校が県に移管されて97年目を迎えるが、その歴史の中で、聾という漢字が使われていた時期もある。全国的にも漢字のところもあるし、ひらがなのところもある。和歌山県立ろう学校がひらがなになったのは、私が聞いているのは、「聾」の漢字の成り立ちが理由であるらしい。龍は耳の無い動物であり、それに耳を付けたのが「聾」であるという成り立ちを嫌ってひらがなになったとのことで、ご参考にしていただきたい。

坂下：その点については法規担当と十分協議して参りたい。

中村：地域協議会のメンバーについてこれから検討するという答えがあったが、今回が4回目で最後の会議で、これで条例が決定していくものだと思っていたが、まだ検討されるのか。もう一度こちらにご相談いただけるのか。

坂下：地域協議会設置方針の案については、条例の中には入りません。こういうイメージでという案ということで出している。

中村：35名で構成すると条例に書かれているが、その内訳がこういうメンバーということではないのか。

坂下：あくまで条例にどういう団体が入るかということまでは、規定しません。あくまで設置方針の案ということでご理解いただきたい。

藤原：事業一覧にある共通の研修会は、どのような形で行うのか。市民というのは市民全体のことなのか。職員対象というのは、和歌山市の職員を対象ということか。

また、その研修会で、どのような方が講師をされるのかということに興味がある。

自閉症は、一般的に障害の度合い等が分かりにくい障害だが、研修会をどういう規模でされるか分からないが、障害当事者もしくはその保護者が講師として参加した方が障害のことを分かっていたのではないかと思う。

坂下：市民対象の研修については、市が開設している出前講座のメニューに登録して、市民の団体の方や企業の方の要請があればそこへ出向き、お話しさせていただく。基本的には市の職員が説明するが、その中に障害のある方やその保護者の方にも講師として参加いただきたいと考え、その点の予算的な処置も検討している。

職員対象の研修というのは、市の職員のこと。昨年9月にも実施したが、所属長を基本として行っていきたい。

楠本：気にかかることがあり、市主催のセミナーの案内をする場合、聴覚障害者の方へもう少し配慮をいただきたい。2月7日に消費者被害についてのセミナーのチラシがあり、市民生活課が申込先となっているが、申込先が直通電話番号しか書かれていない。今後は、市から出されるものに関しては、FAX番号やメールアドレスを入れていただきたい。障害者支援課さんから全庁的にご提案いただきたい。

坂下：先ほども説明したように、現在職員対応要領を作成中だが、こういうことをすれば改善につながるということを具体的に示して、効果をあげていきたい。

土井：知的障害者のコミュニケーション能力は、人によって違う。コミュニケーションボードだけでなく、その人の能力にあったコミュニケーションの仕方を、研修会の中に入れていただきたい。

坂下：色々なことを協議させていただき、効果的な取り組みを行って参りたい。